

改正の概要

(1) 高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

○融資条件の変更（別表2）

新型コロナウイルス感染症対策として、高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱（以下要綱）第2条に「県が指定する社会的・経済的環境の変化によるもの」を追加し、令和2年4月1日に施行したところ。

今回、高知県信用漁業協同組合連合会が新設する新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けた漁業者の資金繰りを支援するプロパー資金（令和2年度限り）を当該補助金の対象とするため改正を行うもの。